

令和7年度 名護市観光プロモーション支援事業業務
に係るプロポーザル実施要項

1 目的

令和7年度 名護市観光プロモーション支援事業業務（以下「本業務」という。）は沖縄県北部地域（やんばる）の玄関口として多様なニーズの旅行者を受け入れる滞在型観光地となることを目指している。市内への滞在促進には、本市の魅力を訴求する観光・物産の総合的なプロモーションの充実が必要不可欠であり、そのためには産官学連携した情報発信、広報マインドの習得も重要である。

本事業は、名護市商工会、名護市観光協会等の関係機関と連携・協働したプロモーション活動を行うと共に、広報人材の育成支援により本市の魅力を県内外に訴求することで認知度の向上を図り、来訪促進や関係人口創出につなげることを目的とするものであり、この要項は、本業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

名 称：令和7年度 名護市観光プロモーション支援事業業務

履行期間：契約締結日から令和8年3月13日まで

履行場所：名護市地内等

委託上限額：4,977,000円（税込み価格）

委託業務内容：別紙仕様書によるものとする。

3 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体の場合は、(1)を除き構成員全員とする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

(1) 過去5年以内（令和2年4月1日以降）に国・県・市町村等が発注したプロモーション業務を受注し、適切に履行した実績を1件以上有していること。

※個人としてではなく、企業として実績を有していることとする。

※共同企業体の場合は、申請代表者が実績を有すること。 業務実績書【様式5】参照

(2) 本業務を遂行するに当たり、名護市内に本店又は支店、営業所を有すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

(7) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。

(8) 個人又は法人が、国税、所在都道府県の法人事業税及び市町村税（①市町村都道府県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市町村民税③固定資産税）を滞納していないこと。また、その法人の代表者が所在する市町村の税を滞納していないこと。

(9) 共同企業体に係る留意点

- ① 共同企業体とは令和7年度 名護市観光プロモーション支援事業業務業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件業務をその構成員が共同で行うものとする。
- ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件業務を適正に履行すること。
- ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状を構成員ごとに提出すること。）
- ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
- ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

4 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

スケジュールについては以下のとおりとする。ただし、（予定）となっているものについては、多少変更になる可能性がある。

項目	期日又は期間
案件公表（公告）	令和7年6月3日（火）
質問書の提出期限	令和7年6月3日（火）～ 令和7年6月6日（金）正午必着
質問の回答	令和7年6月10日（火）
参加表明書の提出期限	令和7年6月16日（月）午後5時必着
参加資格確認結果通知	令和7年6月20日（金）
企画提案書類の提出期限	令和7年6月24日（火）午後5時必着
プレゼンテーション及びヒヤリングの実施	令和7年7月1日（火）（予定） 令和7年7月3日（木）※予備※
結果通知	審査後1週間以内に通知
契約予定時期	令和7年7月中旬（予定）

(2) 配布資料

- ① 参加表明書及び誓約書【様式1】

- ② 会社概要表【様式2】
- ③ 企画提案書類提出書【様式3】
- ④ 業務執行体制表【様式4】
- ⑤ 業務実績書【様式5】
- ⑥ 評価項目対照表【様式6】
- ⑦ 質問書【様式7】
- ⑧ 協定書【任意様式】※共同企業体のみ
- ⑨ 委任状【様式8】※共同企業体のみ
- ⑩ プロポーザル参加辞退届【様式9】

配布場所：名護市 地域経済部 観光課（担当：堰口、国吉）

※名護市ホームページ内より入手可。

(3) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式7】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期間

令和7年6月3日（火）～令和7年6月6日（金）正午必着

② 提出方法

原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

③ 回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日（開庁日）以内に質問者に対してメールにより回答する。なお、質疑内容については、令和7年6月11日（水）に名護市ホームページにて公表する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を2部作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和7年6月16日（月）午後5時必着

② 参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(5) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル参加資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

① 交付日 令和7年6月20日（金）

② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く 5 日以内に文書により回答するものとする。

(6) 企画提案書類等の提出

企画提案資格者は、企画提案関係書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和 7 年 6 月 24 日（火）午後 5 時必着

② 企画提案書類等

別紙 2「企画提案書類について」参照。

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前 9 時から午後 5 時までの間（土・日・祝日を除く。）

(7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和 7 年 7 月 1 日（火）とする

② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション 20分

質疑応答 15分

合計 35分

③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、会場への入室は、説明者を含む 3 名以内（参加表明団体所属者）とする。

④ 説明内容については、提出した企画提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。

⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。

⑥ プレゼンテーションの順番は、企画提案関係書類の受理順とし、指定時間の 15 分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。
- ② 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「令和7年度 名護市観光プロモーション支援事業業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点について」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点により契約の最優秀候補者とすべきものが2者以上ある場合は、別紙4「全委員の審査得点の合計が同点だった場合」のとおりを選定する。
- ④ 最低基準点は60点×出席委員数とする。
- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本実施要項「2 委託業務概要」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本実施要項に違反した場合

7 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案書の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

(2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令 1 号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

8 その他

(1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。

(3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で利用できるものとする。

(4) プロポーザルの結果(参加業者名及びその総合評価点数)は、公開するものとする。

なお、提出された企画提案書等については、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、取り扱う。

(5) 1 事業者あたりの企画提案は、1 件までとする。

(6) 参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式 9】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

9 問合せ先

名護市 地域経済部 観光課 観光計画係

住所：〒905-0014沖縄県名護市港二丁目 1 番 1 号

名護市民会館 2 階

電話番号：0980-53-5438（内線361） F A X：0980-53-5426

メールアドレス：kankou@city.nago.lg.jp

(要項 4(3)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

(2) 次の書類一式を左 2 箇所ホッチキス留めとし、2 部提出するものとする。

※「○」：必ず提出、「△」：必要な者のみ提出

No.	提出書類	区分
1	参加表明書及び誓約書【様式 1】※記名及び押印の上、提出すること	○
2	会社概要表【様式 2】 ※記載は 1 頁以内 ※任意様式で組織図を添付すること	○
3	業務実績書【様式 5】※業務の実績を証する書類（契約書及び仕様書等）の写しを添付すること	○
4	全部事項証明書又は登記簿謄本（写し可）	○
5	各税に関する証明書（直近 1 年分）（写し可）	
(1)	所在市町村の完納証明書（法人）	○
(2)	所在市町村の法人市民税納税証明書	○
(3)	代表者の所在する市町村の納税証明書	○
(4)	所在都道府県の法人事業税（個人事業税）の納税証明書 ※完納証明書は不可	○
(5)	国税納税証明書 ※法人事業者は様式その 3 の 3 ※個人事業者は様式その 3 の 2	○
6	協定書【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本 1 部	△
7	委任状【様式 8】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本 1 部	△

※各証明書は 3 か月以内に発行されたものを提出すること。

※共同企業体の場合、No. 2 ～No. 5 までは構成企業ごとに提出すること。

※No 5(1)について、発行していない市町村はその限りではない。

(要項 4(6)②関係)

別紙 2 企画提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 企画提案提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。
- ② 企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明内容については、企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（企画提案提出書一式）：1 部（片面印刷A 4 フラットファイル綴じ）
- ② 副本（企画提案提出書一式）：9 部（両面印刷A 4 フラットファイル綴じ）
- (3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 企画提案書類提出書【様式 3】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式 2】

ア 別紙 1 参加表明提出書類について (2) 2 同様。

③ 業務執行体制表【様式 4】

④ 業務実績書【様式 5】

⑤ 評価項目対照表【様式 6】

別紙 3 「評価項目及び配点について」の各評価項目に対応する企画提案書の頁番号を記入すること。

⑥ 企画提案書【任意様式】

ア 企画提案書には別紙 3 に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて具体的に記載すること。

イ 15頁以内とすること。

⑦ 参考見積書（任意様式）

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算に当たっての根拠等の内訳書も提出すること。

- (4) 上記(3)で示した書類をフラットファイルに縦置きで①から⑦の順につづり、書類ごとに合紙を挿入して様式名のインデックスを貼付すること。また、①～⑦の順に通しでページ番号を付すこと。

- (5) フラットファイルの表紙上段に本業務名称を、下段に商号（共同企業体として提案する場合は名称）を表記すること。

(要項 5 ③関係)

別紙 3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

区分	評価項目	評価の着眼点	配点
1 実績 (10点)	事業者の実績	過去 5 年以内に本業務と類似業務の実績があるか。	10
2 企画提案 (65点)	現状認識	仕様書を的確に踏まえ、本市の実態等を把握し明確かつ具体的な提案内容となっているか。	20
	充実度	業務内容に関して事業成果を高めるため、業務の目的をふまえ実現性及び継続性の高い提案内容となっているか。	25
	独自性	本業務の付加価値を高める独自提案があるか。	20
3 実施体制 (10点)	業務実施体制	十分な実務経験として類似業務実績を有している者を配置し、適正な人員配置となっているか。	5
	スケジュール	スケジュールは明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案内容となっているか。	5
4 プレゼン (10 点)	プレゼンテーション及びヒアリング	説明は簡潔で分かりやすいか。また、質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	10
5 価格 (5 点)	見積価格	5 点× (最低見積額/自社の見積額) ※小数点以下切り捨てした数値とする。	5

満点：100

(要項5③関係)

別紙4

全委員の審査得点の合計が同点だった場合

(1) 最低基準点を超えた提案者のうち、委員の採点の高い提案者から順に順位を決定する。委員の採点が最も高い提案者を最優秀提案者として選定し、優先交渉者とする。

(2) (1)において最も高い採点が同じ提案者が2者以上いる場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の数が最も多い提案者を最優秀提案者に選定する。

(例1)

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員審査得点合計
ア社	90	80	85	95	70	85	505
イ社	85	75	95	90	80	80	505

※上記例1の場合、ア社の得点が高い委員が4人、イ社の得点が高い委員が2人となるため、ア社を最優先候補者とする。

(3) (2)において順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2者以上いる場合は、各委員が1位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優秀提案者に選定する。

(例2)

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員審査得点合計
ア社	90	80	85	95	75	80	505
イ社	85	70	95	90	80	85	505



	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員審査得点合計
ア社	90	80		95			265
イ社			95		80	85	260

※ア社を1位とした委員の合計点数が265点、イ社を1位とした委員の合計点数が260点となるため、ア社を最優先候補者とする。

(4) (3)において同点だった場合は、委員長の審査得点が高いものを最優先候補者とする。

(5) (4)においても同点だった場合は、副委員長の審査得点が高いものを最優秀提案者とする。

(6) (5)においても同点だった場合は、評価項目の「2 企画提案」において、全委員の審査得点の合計が高い方を最優秀提案者とする。全員の審査得点の合計が同点だった場合は、別紙4の1～4の手順を準用し、最優秀提案者を選定する。

(7) (6)においても同点だった場合は、くじ引きにより決定する。